



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出・2件（中小企業支援課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

告 示

沖縄県告示第305号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年 7月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
名護加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数5トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	名護市大東三丁目19番19号 湧川清貞 名護市宮里五丁目15番24-203号翁長アパート 宮里達也
名護加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	名護市港一丁目5番13-201号コーポツハ津波浩 名護市大南一丁目10番13-302号オアシスコーポラス玉城第2 内間哲也
名護加入区	ソデイカ旗流し漁業（総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し漁業）	名護市大西五丁目16番7-108号スマイルハイツ 玉城周尚 名護市字宇茂佐1502番地8 仲間勝幸

沖縄県告示第306号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年 7月13日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年9月12日から同年10月28日まで
- 4 観覧料の額

平成30年度美術館企画展「宮城健盛展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成30年7月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宜野湾南風原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市首里平良町1丁目4番から 那覇市首里儀保町3丁目4番まで	16.1m ～ 49.3m	445.8m
新	那覇市首里平良町1丁目4番から 那覇市首里儀保町3丁目4番まで	16.1m ～ 49.3m	445.8m

沖縄県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 恩納村字喜瀬武原
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年6月13日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年7月13日から同年11月13日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。

平成30年7月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成30年5月31日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー石川シティ うるま市石川角石原2565番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成32年6月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,190平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 800台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 20台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 253平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 216立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年7月13日から同年11月13日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成30年7月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成30年6月11日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 那覇市壺川3丁目プロジェクト 那覇市壺川3丁目2番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 拓南産業株式会社 那覇市壺川3丁目2番地4 代表取締役 古波津昇

- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 大原孝治
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年12月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,490平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 120台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 40台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 123平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 26.86立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 出入口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月11日 沖縄県指令土第518号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛1240番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志二丁目17番1-203号ひがハイツ 野原健一、南城市佐敷字新開1番地315県営新開団地6-201 野原恵子
- 5 検査済証番号 平成30年7月3日 第4492号
- 6 工事完了年月日 平成30年6月23日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--